

安定型処分場のあり方検討へ

環境省 有害物等の混入防止が論点か

最高裁決定受け、早急に

環境省は2009年度事業として、安心・安全な最終処分場の計画的確保について、安定型最終処分に係る調査とともに、最終処分場の区分のあり方に関する検討会を設置する方針を固めた。安定型最終処分場については、建設差し止め訴訟に対して、今年5月と7月に、最高裁判所から設置事業者に対し「有害物質の混入が不可避」との旨で上告棄却の決定が出され、国としても今後の対応が求められている。

産業廃棄物の最終処分量は排出抑制やリサイクルの進展で減少傾向となつていくがリサイクル困難物など依然最終処分せざるを得ないものは少なくない。今回同省が打ち出した施策もあくまで安心・安全な産業廃棄物最終処分場の計画的確保が目的であり、安定型最終処分場の「廃止ありき」を目的とする検討ではない。

一方、安定型最終処分場については搬入できるものがいわゆる安定型5品目に限定されているに

もかわらず、有機物やその他の有害物質の混入の懸念から地元住民などから不信感を抱かれている。

新規設置にあたっては建設差し止め裁判が起こされているケースがある。今年5月27日に茨城県水戸市の案件、7月4日に千葉県富津市の案件

に対して、最高裁から法令や維持管理基準を順守していてもそれら以外の有害物質の混入が不可避であると指摘され、設置業者に対して上告棄却の

決定がなされている。

安定型最終処分場への有機物や有害物の混入防止については、「一般産業廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（基準省令）」の97年改正で最終処分業者による展開検査が義務付けられた。ところが、安定型5品目の一つである廃プラスチック類への有機物の付着などは、最終処分業者のみによる展開検査だけでは限界があるのではないかなど、従来から課題とされてきた。

業界に詳しい関係者は、「最終処分業者のみが展開検査を義務付けられており、排出事業者や中間処理業者には法的な責任がない。最終処分に至るまでの付着・混入防止など検査のあり方も議論になるのではないか」と述べている。

安定型、管理型など最終処分場の区分のあり方が議論され、仮に区分の見直しに至ることにすると、廃棄物処理法施行令第7条の改正にまで踏み込むことになるが、今回の検討ではそこまで見通しはないようだ。

同省の09年度概算要求では、「安定型産業廃棄物

の排出状況、最終処分状況等に係る将来予測その他必要な各種調査」で743万2000円、「最終処分場の区分のあり方に関する検討会の開催」で156万8000円を要望している。

平成20年9月8日
週刊循環経済新聞